

## 第2回地方における規制改革タスクフォース 議事概要

1. 日時：平成30年4月6日（金）14:58～17:00
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）八代尚宏（主査）、高橋滋（主査代理）
  - （専門委員）田中良弘、濱西隆男
  - （説明者）警察庁：長谷川警察庁長官官房審議官（交通局担当）  
厚生労働省老健局：谷内厚生労働省大臣官房審議官（老健担当）  
厚生労働省医薬・生活衛生局：森厚生労働省大臣官房審議官（医薬担当）  
佐々木厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長補佐
  - 国土交通省道路局：東国土交通省道路局官房審議官（道路）  
和田国土交通省道路局環境安全・防災課道路防災対策室長
  - 国土交通省都市局：大内国土交通省都市局官房審議官（都市生活環境）  
町田国土交通省都市局公園緑地・景観課長  
渡瀬国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長
  - （事務局）荒木参事官
4. 議題：
  - （開会）
  - 1. 改善方策の検討結果について  
（警察庁、厚生労働省、国土交通省からヒアリング）
  - （閉会）
5. 議事概要：

○高橋主査代理 それでは、若干定刻より前でございますが、おそろいでございますので、規制改革推進会議の第2回「地方における規制改革タスクフォース」を開催いたします。

皆様方には、御多用の中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本タスクフォースは資料及び議事録を公開することとしておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は改善方策の検討結果について、警察庁交通局、厚生労働省の老健局と医薬・生活衛生局、国土交通省の道路局と都市局からヒアリングを行います。

まず、警察庁交通局より御説明を頂戴したいと思います。お忙しいところ、どうもあり

がとございます。10分程度でお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○長谷川長官官房審議官 警察庁交通局の長谷川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、お手元でございます、資料1の1ページから2ページが私どもの警察庁関係ということかと思えますけれども、その2ページ目の改善方策の検討結果という部分と、別紙の資料2-1の検討を求める事項に対する回答についてという、この2つの資料について御説明をさせていただきたいと思えます。

今回のこの件について、御理解を深めていただくためにも、ごく簡単に自動車の保管場所の確保等に関する法律、いわゆる保管場所法の今回の関連部分について、ごく簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

まず、法律の目的についてでございますけれども、自動車の保有者に自動車の保管場所を確保していただいて、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務付けなどをいたしまして、道路使用の適正化、交通の安全、円滑の確保を図ることとしているところでございます。そして、自動車の保管場所の継続的な確保を図るための枠組みといたしまして、自動車の新規に登録を受けようとする方に、運輸支局に対して警察署長が交付をいたします自動車保管場所証明書、これを提出していただくことを義務付けているところでございます。また、軽自動車におきましても、新規に運行の用に供しようとする方については、当該自動車の保管場所の位置等を警察署長に届け出ていただくことを義務付けるというものでございます。

こうした制度のもとで必要となります、自動車保管場所証明の申請書、そして、自動車保管場所の届出書について、これも若干御説明いたしますと、この自動車保管場所証明申請書につきましては、その証明書の交付を申請するための書面でありますけれども、また、届出書のほうにつきましては、軽自動車に係る届出ですとか、あるいは、保管場所の位置を変更したときに届出が必要となる書類でございます。

以上を前提といたしまして、お手元の資料2-1の検討を求める事項というペーパーに関して、この①の部分について御説明をさせていただきたいと思えます。ここで①の四角で囲った文章の中ほどにございますように、「国家公安委員会規則又は課長通知で定められた書式等の使用に一本化するように指導することもできるのではないか」という点について、お答えをしたいと思います。

この①の下の回答の1のところをごらんいただければと思えますけれども、今、若干御説明いたしました申請書なり届出書、これらの様式につきましては、今ほど御説明した保管場所法、この施行規則により様式が定められておきまして、その様式に、また、保管場所使用承諾証明書というものが後ほど出てまいりますけれども、この様式につきましては、通達によって定められているところでございます。その上で、各都道府県警におきましては、これまでそれぞれの自治体における財政状況ですとか、事務処理の実情を踏まえつつ、

保管場所法施行規則、または通達で定められた様式の範囲の中で、申請書または届出書、あるいは保管場所使用承諾証明書の様式に独自の工夫を施すことによりまして、申請・届出に係る事務の効率化を図っているところでございます。

例えば、申請書につきましては、原則正本と副本、この2つがございまして、この2つをまず物理的に仕分けるといったような作業ですとか、あるいは、この書類に警察署長の公印を押すことになっておりますけれども、その印鑑といいますか、公の印、これを押印するといった作業についても、量が多いために、警察といたしましても大きな業務負担となるところでございます。これらの一部については、自動化をできる専用のスキャナ、こういったものの導入が財政上、措置が可能な自治体においては、通常、ほかの県では正副合計2枚を提出いただいているのですけれども、その申請書について、1枚だけを提出していただいて、それをスキャンしたものを証明書に転写できるようにしてございまして、その申請書の様式が、技術的にスキャンが容易にできるようなデザインになされているところでございます。

また、これらの申請書、届出書の手数料の納付について、収入証紙を使って、これによることとしている県と、また、そうではない県がございまして、収入証紙によることとしている県の申請書の副本、これは警察署の控えとなるものですが、この様式には、収入証紙が張りつけられるような欄を設けて、こういった、それ専用のデザインにしているというものがございます。

そして、これらの点につきましては、資料は飛びますけれども、参考資料2として配付されておりますが、先月12日時点で全国知事会等から提出がなされております「各府省の個別検討結果（案）に対する意見について」というところの中におきましても、意見が述べられておりますところではありますが、一つには、国の通知等により統一様式等を普及するものについては、技術的助言であることを明確にし、各自治体の事情や意思に反して様式の統一を強制するものではないことを明確にすること。あるいは、参考資料2の2枚目の一番下のパラグラフでしょうか。自治体は、申請者の利便性向上及び事務効率化のため各種様式の見直しをこれまで進めてきており、国の統一様式を普及するに当たっては、これらの取り組みを阻害することのないよう配慮といった意見が盛り込まれているものと承知してございます。

こうした中で、先ほど来、御説明している申請書、届出書、あるいはその保管場所使用承諾の証明書といった様式に関しまして、各都道府県警察におけますそれぞれの実情に応じた工夫が凝らされた独自性といったものを排除しようということになってしまうことについては、これはまさに都道府県における事務の効率ですとか、この後御説明いたします申請者にとっての利便性といったことを阻害することとなりますので、御指摘にございませうような一本化といった指導を行うことは適当ではないものと考えてございます。

このような考え方を踏まえまして、前後して恐縮ですが、これは資料1の当方の改善方策の検討結果の①の（1）のところといたしまして、申請・届出を受ける都道府県

警察がそれぞれの事情によってみずから作成した様式ではない申請書、届出書が用いられるときであっても、当該申請・届出を適切に受理するよう、都道府県警察に対して指導をすることによって、申請者の負担は解消されることとなりますので、このように指導をしてみたいと考えてございます。

先ほどの資料2-1のほうにまたお戻りいただいて、枠の①の後段の部分、「また」という記述の後、国家公安委員会規則で定められた書式等を使わないことは法令違反ならぬかという点について、御説明いたします。

その枠の下の回答の中の2をごらんいただければと思いますけれども、保管場所法施行規則で定められた申請書、届出書の様式につきましては「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする」との規定があるものの、文字ですとか、あるいは記載欄の大きさなどにつきましては定めまではございませんで、現在、各都道府県警察が作成しております様式は、保管場所法施行規則に記載すべきとされている事項が記載されるように作成されているものでございますので、法令違反には当たらないものと解されるところでございます。

続きまして、資料1にまたお戻りいただきまして、同じく2ページの①の(2)の部分でございます。当該申請等を受ける都道府県警察が作成した様式ではない保管場所使用承諾証明書が用いられるときであっても、当該申請等を適切に受理するよう指導するということについてでございますので、これについて、若干保管場所使用承諾証明書について、一言触れさせていただきます。

自動車保管場所に関する申請・届出の際には、保管場所法施行規則の規定に基づきまして、自動車の保有者が当該保管場所を使用する権限を有することを疎明する書面、これを添付しなければならないことになってございます。現状、警察庁から都道府県警察に対しまして、通達によって他人の土地、または建物を保管場所として使用する場合における当該書面の一例といたしまして、この保管場所使用承諾証明書というものを挙げておりますとともに、その様式についても示しているところでございます。現在、この様式につきましては、都道府県警察が独自の工夫を施しているところでございますけれども、その理由といたしまして、これまでに申請者の方々や、あるいは行政書士会のほうから、通達によって示された様式と異なる様式を作ってほしい、あるいは使いたいといった御要望を受けたといったことがございまして、現状はこれに柔軟に対応してきた結果ということでございます。

このため、申請届出を受ける都道府県警察が作成した様式ではない保管場所使用承諾証明書が用いられるときであっても、通達によって記載すべきとされている事項が記載されるように作成されているものであれば、適切に受理をするよう都道府県警察に対して指導することによりまして、申請者の負担は解消されることとなるので、このように指導をしてみたいと考えているところでございます。

こうしたことで、様式の多様性を要望する申請者、届出者の方々の御意向を尊重するといった、いわば申請者の利便性の観点からも、各都道府県警察の様式の独自性を排する必

要性はなく、したがって、様式の統一を進める必要はないものと考えてございます。

資料2-1に戻りまして、検討を求める事項というこのペーパーの2ページ目の②の末尾に記載がございますけれども、各都道府県警察が作成した書式等と、国家公安委員会規則または課長通知で定められた書式等を対等に扱うよう徹底するような工夫が必要ではないかという点について、お答えいたします。

この回答欄をごらんいただければと思いますけれども、保管場所法施行規則又は通達で定められた様式のほか、日本行政書士連合会や個人が作成したものを含め、申請・届出を受理する都道府県警察以外が作成した様式であっても、保管場所法施行規則や通達に定められた様式に記載すべきとされている事項が記載されるように作成されているなど、保管場所法施行規則や通達に定められた様式であると認められるものであれば、申請・届出を受理するとともに、その旨を窓口やホームページなどで広報するよう、都道府県警察に対し指示をいたしたいと、このように考えているところでございます。

最後に、資料1の改善方策の検討結果にまた戻りまして、①の(3)、いわゆる理由書についてですけれども、ここは、理由書が添付されていないときであっても、当該申請等を適切に受理するよう指導するという点についてでございます。申請者、届出者の住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を疎明するといった書面については、保管場所法施行規則に定められた必要書類ではないところでございますので、これにつきましては、申請・届出に必要なものとして提出を求めないよう、都道府県警察に対して指導する考えでございます。

私からの説明は以上でございます。

○高橋主査代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明について質疑応答したいと思います。いかがでしょうか。

では、私より、まず最後の点ですが、これは明らかに法令解釈上は要らないので、求めるなという指導をしていただくということになるということでしょうか。

○長谷川長官官房審議官 そのとおりでございます。

○高橋主査代理 それは解消されるということで、徹底をしていただきたいと。

○長谷川長官官房審議官 徹底させていただきたいと思います。

○高橋主査代理 そこはそういうことで、どうもありがとうございました。

それ以外の話ですが、まず気になるのは、御回答が、規則の話と通知の話が一緒になって御説明していただいているようでございますが、もともと規則の拘束力と通知の拘束力は全く地方に対しては違います。知事会の御要請も通知についての御要請だと私は理解しております。そういう意味では、規則で様式が定まっているものについては、基本的には特段の理由がない限りはその規則に従っていただくのが、法的拘束力の観点からいって、法治主義的にいっても基本的なものだと思いますが、その点はいかがでしょう。分けて考えていただくということにはできないでしょうか。

○長谷川長官官房審議官 今の御指摘は、ここの意見の内容等を拝見いたしますと、国の

通知等によりということ、その通知はいわゆる私どもの通達などを指しているとも解されますので、それで先生の御指摘、そうなのかなという印象を私も受けました。

他方、様式が定められております規則などでは、先ほど申し上げましたように、決まりといたしましては、これこれこういうものを書いてくださいねという様式が示されておりますけれども、そこには例えば大きさについて、A4判でやりましょうということが書いてございます。ただ、文字の大きさですとか、細かい事柄などについて、何か子細に決めているものではございませんで、いわば、そこに記載すべき事項が記載されていれば、これはその要件を満たしているということで理解しておりますので、その前提で私どもは、それぞれの地域に応じてさまざまな事情がございますので、そこは柔軟に、必要な記載事項がさらにあればそれはそれで記載していただくということもあるのかなと考えてございます。

○高橋主査代理 ただ、これは様式例ですね。規則の別表の形、要するに、様式という形でこういう形で手続的な規律が定められていて、確かに紙の時代は利便性の観点からいって、手で書くことには負担は同じですから、こういう形でいろいろとつけ加えたり、引いたりするというのも、多少は余地があるという運用がされていると思うのです。しかし、IT化の時代になりますと、基本的に申請者側が、都道府県をまたがった、もしくは警察署をまたがった企業ですと、これに合わせたデータをつくって、申請書を作成するということがあると思うのです。そういう意味では、基本的にこの標準様式に従ったデータが入るような統一様式をつくっていただくことが、IT化の時代を進める上では極めて重要だと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○長谷川長官官房審議官 統一する目的が何かということにもよるかと思いますが、現状、先ほど御説明いたしましたように、例えば警視庁におきましては、多数の処理が求められております。これは年間59万件という数字に上るわけですが、警視庁の場合は、財政的に措置ができるわけなのです。スキャナという機械を用いて、自動化をして、迅速に処理をする。ところが、多くの県はなかなか財政的に厳しいものがございまして、そこまでの対応ができない。そうすると、基本的には今、定められている様式とは違うスタイルをとらざるを得ない部分がございます。例えば、細かい話なのですが、記入する欄に升目を設けるとか、あるいは色を緑色にするとか、細かいところでスキャンをするためにいろいろと工夫が必要になります。そういう工夫をする必要があるところについては、これはやってもらって、事務を迅速にしていくということが大事なわけでありまして、こういった様式が100%これに沿っていなければならないのかということ、それは必要な記載事項が記載されていれば、これはそれを満たしていると考えるのが妥当ではないかという考え方でございます。

○高橋主査代理 これは各都道府県にデータ化して配っているのでしょうか。

○長谷川長官官房審議官 各都道府県で、申請書自体は、例えば様式はPDFにして、それを引っ張れるようになっている状況です。

- 高橋主査代理 PDFを打ち出して手で書きなさいという話ですか。
- 警察庁随行者 PDFで打ち出すようにホームページに掲載しているものもあれば、エクセルでつくれるように。
- 長谷川長官官房審議官 そのまま入力できるものもある。失礼しました。
- 高橋主査代理 それはエクセルになるのですか。そこが重要なのですけれども。
- 警察庁随行者 端的な話、その人が似たような様式を、エクセルで自分で作って、それで申請してきたとしても、必要事項が網羅されていれば、それを受理するという形になります。
- 高橋主査代理 それでは何でエクセルで配付してくれないのでしょうか。というか、都道府県のほうでホームページにアップしてくれないのでしょうか。
- 警察庁随行者 先ほど説明しましたように、本来各県警で定めた様式で出してもらおうのが、一番事務の合理化になっていると。
- 高橋主査代理 要するに、スキャナができるようなエクセルの様式はできないのですか。スキャナに合ったような色とか字体とか。
- 長谷川長官官房審議官 ホームページでPDFだけではなくて、ダウンロードしてPDFで紙に書くのではなくて、電子的に処理できるようになっているところはないの。それに入力すればいいみたいなことは、やっているところは今のところないのかな。
- 警察庁随行者 エクセルデータをダウンロードすれば、エクセルに入力することはできます。
- 長谷川長官官房審議官 入力できるわけ。
- 警察庁随行者 はい。
- 高橋主査代理 ただ、それは正式な書類ではないのでしょうか。正式な様式ではないのでしょうか。
- 警察庁随行者 正式な様式といいますと、各県でそれぞれ先ほど説明したように、独自で様式を決めている形で、エクセルで入力できる部分があれば、PDFでダウンロードして、紙で印刷して、その上で書き込んで。
- 高橋主査代理 そこはばらばらなのですか。
- 長谷川長官官房審議官 そこは恐らく県によってPDFでやる場合もあるし、入力ができるようなケースもあるということだと思います。
- 八代主査 スキャナなどというものは、完全に時代おくれですね。だって、最初から電子データで入れておけば、スキャナを買う必要もないわけですから。
- 長谷川長官官房審議官 押印をする必要がありまして、その押印の部分をスキャナで読み込むということに、現状、警視庁ではなっております。
- 高橋主査代理 だから、行政手続部会の話でもあるのですけれども、押印省略。
- 長谷川長官官房審議官 警察署長の公印です。
- 八代主査 届ける人の判こではなくて。

○長谷川長官官房審議官 確かに届ける側の押印または署名、このどちらかということをお願いをしているところではありますけれども、警察庁側も警察庁の公印を押すことになっていまして、これはこれで。

○高橋主査代理 それは警察の手続の話なので、申請の段階は要らないですね。問題は申請者の押印または署名が要ると。本当はそれを省略して、それは書式の話ではないので、我々行政手続部会では、そこも押印省略という話がありますので、そこは御検討という話です。

○長谷川長官官房審議官 わかりました。

○高橋主査代理 ですから、まずは結論から言いますと、警察庁で電子データを公表していただけませんか。

○長谷川長官官房審議官 公表といたします。

○高橋主査代理 エクセルで入力できる様式を、警察庁のホームページで公表していただいて、それを都道府県のホームページでも出していただいて、これでもいいよという形でホームページに出していただくということは不可能ですか。

○長谷川長官官房審議官 その点は申し上げたいところがございまして、今、申し上げたように、それぞれの都道府県警で、それぞれの事情に応じて様式を定めている部分がございまして。これは申し上げた警視庁だけではなくて、後段で御説明いたしました保管場所証明承諾書もそうなのですけれども、いろいろな事情で例えば収入印紙の件もそうすけれども、それぞれ必ず100%同じ形になっていないのが現実でございまして。

今、おっしゃいました、国家公安規則で定められた様式をホームページに載せるということは、今、何々県警で自分たちがつくった様式はこれをお願いしますとなっているところに、いわば利用者にとってみれば、別のものが掲載されることになるわけでございまして、これは果たして利用者にとって利便性がよくなるかという考え方でございまして。

○高橋主査代理 全国的に受け取ってもらえるのですね。受け取ってもらえるのですから、利用者にとっての利便性は、全く問題ないのではないのでしょうか。

○長谷川長官官房審議官 利用者にとっても2つあって、どちらが使うべきなのだと。それは、私どもとしては、それぞれの県警の業務処理の関係もあって。

○高橋主査代理 だから、電子で出したい人がいるのです。電子で出したい人については、とにかく全国の一律のところを入力してしまっ、それを自動的に提出したいという要求があるわけですね。紙でやっている方は、ある意味では紙をダウンロードして、PDFをダウンロードして、手で書いて送ればよいという、それだけの話なので、その負担はない。そういう意味では、我々は両方認めていただきたいと言っているのです。要するに、手続の電子化にとって一番深刻なのは、様式の電子的フォーマットがばらばらなことが一番深刻なので、そこは、その段階で問題がないように申請手続ができるようにしてくださいというのが、まずはお願いなのです。だから、どちらでもできるというようにしていただくのが今の段階では一番理想です。

○長谷川長官官房審議官 説明が重なって恐縮でございますけれども、先ほど申し上げた、それぞれの県警の事情に応じてそれぞれの様式を、全然違うものではなくて、一部工夫をして整えているケースがあるわけございまして、それが。

○高橋主査代理 ですから、それは全部だめよと警察庁は言ってくれというお話ではないのです。だめよというお話ではない、それはそれで独自の工夫だと。ただ、全国的にも同一的に処理したい事業者がいて、それが出したいというときに、それができるような仕組みをつくってくださいというお願いなのです。

○長谷川長官官房審議官 例えば、保管場所承諾証明書にあっては、先ほど御説明したとおり、行政書士会とか申請者の方々から御要望があって、この様式で出したいということに対して、むしろお受けしている形になっているわけです。

○高橋主査代理 ですから、それをより徹底していただきたいと。

○八代主査 行政書士会の要望に応じるのならば、なぜ全国の警察の要望に応じられないわけですか。

○長谷川長官官房審議官 全国の警察はそれぞれ。

○八代主査 全国ではなくて、本部ですね。まさに長谷川さんのところの要望だって、司法書士と同じ以上に価値があるのではないですか。

○長谷川長官官房審議官 これはあくまでも利用者、申請者の方々からのお声を受けて、それに応じて対応している経緯でございまして。

○高橋主査代理 ですから、申請者がそう言っているのですね。要するに、我々のところに寄せられた申請者の声は、全国的に書式を統一してくれば本社で全部簡単にできるので、そこは統一したいと。それが本当にできるようにホームページでもアップしていただきたいし、都道府県でも、どちらでもいいということにして頂きたい。基本は都道府県の様式でお願いしますが、全国的に統一して出したい事業者の方がいれば、それは警察庁、もしくは警察庁として、都道府県警察のホームページで使っている、これも使っていてすよということをホームページでアップしていただければありがたいということです。

○長谷川長官官房審議官 繰り返しですけれども、保管場所承諾証明書については、申請者の方からの御要望に応じて、必要的記載事項が記載されているものであれば。

○高橋主査代理 ただ、警察庁でも一応様式は決められているのですね。しかも、通知にまで書かれているわけですね。だから、その通知というのをホームページにアップされることがなぜいけないのですか。データ化したものを、データ入力可能な様式をなぜホームページにアップされるのがまずいのですか。

○長谷川長官官房審議官 例えば神奈川県警なり、いろいろな県警で地域の実情に応じたフォーマットをアップして。

○高橋主査代理 まずは原則神奈川県警でやってくださいとおっしゃるのは構わないと。ただ、場合によっては、全国統一でやりたい事業者もいるだろうから、その人については、このホームページのものをダウンロードして出してもかまいませんと出していただくのは、

なぜ悪いのでしょうか。まずはこれでやれる人はやってくださいとお願いして、ただ、全国的に統一した書式をつくりたい方がいれば、これを全国様式に従って出しても構いませんと、それはちゃんと受け付けますよとホームページに書いていただく。それは何で悪いのでしょうか。

○長谷川長官官房審議官 保管場所承諾証明書の方はこれをやっているわけだね。それで、申請書の方は、これは。

○警察庁随行者 申請書の規則で当然公開されていますので、様式も公開されている。

○長谷川長官官房審議官 だから、公開されているけれども、ホームページ上は、それ自体は、今、どういう扱いになっているのでしょうか。

○高橋主査代理 データとしてアップされていないわけでしょう。

○警察庁随行者 PDFで見られるだけです。

○高橋主査代理 データとしてアップされていないわけでは、東京都などは、データ化したものをアップしているわけでは、神奈川県警だって。要するに、警察庁がエクセルで入力可能なデータをホームページにアップしてくださいとお願いしているのです。

○警察庁随行者 それは既に規則で定められているもの、あるいは通達に定められているものをエクセル版に直して、使いたい人はそこからダウンロードして使えるようにしてもらいたいと。

○高橋主査代理 それは別に地方分権の観点からは何の問題もないですよ。分権室からも私はそう言われていますから。その程度のことであれば問題ないと。都道府県の独自性を阻害するような形でやっているわけではないのですから。まず、紙でやる方は、都道府県の様式を使ってくださいとお願いするのは構わない。それは独自のやり方でやられるというのは結構だと思います。ただ、全国的に、それでは事業展開は困るから全国統一の電子データを使いたいという方がいればそれは構いませんということをホームページでアップしてくださいと、それだけの話なのですね。そこはぜひお願いしたいということでございます。申しわけないのですが、御検討ください。

○長谷川長官官房審議官 今の点に関して、私どもの事務処理上の関係はあるという点は申し上げておきたいと思えます。要するに、様式が様々多岐にわたることになりますと、こちら側の事務処理もそれに応じた対応が必要になってきますので、この点はこの場をお借りしてお伝えしておきたいと思えます。

○高橋主査代理 もう一つ言わせていただくと、書式の証紙の貼付欄みたいなものは、選択性で全国統一の書式でできるはずなのです。使いたくない都道府県があれば、そこは使わないという書式にすればいいので。うちは証書欄は要らないよという書式ができるはずなのです。だから、そういう意味では、全国的に共通でエクセル版みたいなデータをアップできるのではないかと。

○長谷川長官官房審議官 少なくとも収入証紙につきましては、收受方法がそれぞれまちまちです。

○高橋主査代理 もう一つ、読み取りだって、色ぐらいは、都道府県にアップ版だったら、都道府県で読み取りやすい色はつけられませんか。そうしたら、スキャナで読み取れるわけでしょう。そのぐらいのバリエーションはいいですよ。色ぐらいは。都道府県警察のスキャナで読み取りやすい色が出るようなエクセルデータを出していただければいいわけで、そのぐらいのことは、別に事業者だって文句は言わないと思います。だから、その辺はぜひ工夫していただければと。

○長谷川長官官房審議官 御指摘いただいた点は、よく整理して考えてみたいと思います。

○高橋主査代理 申しわけないですが、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。繰り返しますが、基本は、昔は紙だったから書式がばらばらなどというのも、手で書く文には手間は一緒ですから、事業者にとっては一緒なのですね。ただ、データ化した途端に、フォーマットが壊れると、自動的にデータが入らなくなるわけです。これが今、IT化を進めている先進的な企業ほど負担になっているわけですね。昔どおりに手で書かなければいけない。これは彼らにとっては物すごく負担なのです。それがIT化を進めることを阻害する大きな要因になっているので、そこを電子行政手続のデータ化、電子化をしようというのが今の安倍政権の方針なのです。ですから、そこをよく御理解いただいて、都道府県警にもよく御理解いただいて、説得と納得で、警察庁のほうから説得していただきたいということです。

○長谷川長官官房審議官 御指摘いただいたテーマは整理をしてみたいと思います。

○高橋主査代理 大変申しわけないですが。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○濱西専門委員 先ほどスキャナが時代遅れという話もありましたが、私もそう思います。今日の議題から少し離れますが、電子化の取り組みが余りにも遅れているのではないかと想像されます。特に全国規模で活動している事業者ほど、先ほどの様式への記入もそうですが、郵送で送る、これ自体がまた手間がかかるという状況です。電子的に申請をしたいというニーズへの対応が求められているので、全国を統括している警察庁におかれても、こうした申請についての電子化への対応に、もう少し真剣にお考えになったほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○長谷川長官官房審議官 その点に関しまして、簡単に申し上げます。御指摘のとおり、政府の電子化ということについては、我々も重要な課題と認識してございます。他方、警察庁あるいは警察関係の予算、これの足元を見ますと、例えば信号機、これは全く十分に更新できておりません。何を優先すべきかという点からいたしますと、現実の安全を優先するということが求められているかと思っておりますので、そういった事情があるという中で、どのように工夫をしていけるかということを考えていかなければならないと、このように考えております。

○高橋主査代理 予算については、IT戦略本部からぜひ予算を引き出すようにと思います。

IT化についてはIT戦略本部がありますので、そこで予算を持っておりまして、その辺も含めて、いろいろ工夫していただければありがたいと思います。

どうぞ。

○田中専門委員 1点だけ。少なくとも御回答いただいた①の(1)から(3)については、通達を発出していただくということなのですが、自治体に対して通達を出しても、企業側がそういう事実を知ることができなければ、結局受け取ってもらえるのかどうか分からないので困る、というのが現状だと思います。この通達を出したという事実は、公表していただけるのでしょうか。

○長谷川長官官房審議官 その理解で結構です。

○高橋主査代理 ぜひ、今、お願いしたことを含めてまた御検討いただいて、御回答を頂戴したいと思います。

本日はどうもお忙しい中、ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。

(警察庁退室)

(厚生労働省老健局入室)

○高橋主査代理 続きまして、厚生労働省老健局から御説明を頂戴したいと思います。お忙しいところ、どうもありがとうございます。

資料は2-2という形で配られております。

○谷内大臣官房審議官 今回、5つの事業所の指定の申請書につきまして、特に企業からのかなり具体的な、こういった改善をしてほしいという御提案がございました。もともとこの介護に関しまして、国及び自治体が求める帳票につきましては、昨年の12月に閣議決定されました新しい経済政策パッケージの中で、介護サービス事業所に対しまして、国と地方自治体が求める帳票等の実態把握。当然、国はわかるのですけれども、自治体が何を求めているかという実態把握と、当面の見直しを来年度中、これは平成30年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自にいろいろな文書をつくられている。そういったものを含めたさらなる見直しを進めて、帳票等の文書量の半減に取り組むということにされておりますので、我々として、この指定された5つの指定の申請書だけではなくて、全ての指定の申請書、さらにそれ以外に、例えば請求の申請とか、そういったものにつきまして、全て全体の見直しをした上で、今年度中に、まずは国と自治体が求めている帳票につきましては、必要な見直しをやっていきたいと考えております。

その際に、ここにあります参考様式を示しているものがあるのですけれども、それについて、おのおの違っているという企業からの御指摘もございますので、そういうような実態把握に努めて、それにつきましても今後必要な見直しをやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋主査代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見等を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、エクセルとワードがばらばらだという話で、別に表計算が要らないものでしたらワードでも構わないと思うのですけれども、計算が要るようなものが何でワードなのかと思うのです。そこはもうすぐにでも変えられるような気がするのですけれども、いかがなんでしょうか。

○谷内大臣官房審議官　そこは恐らく具体的な市町村があるのだと思いますので、そういったものは、実は実態把握に努めると1,700市町村ありますので、そういうものがあればどんどん言うていただいたほうが、具体的にこの市でこうなっているので行ってほしいとか、むしろ、そういった実態把握もしたいと思いますので、許されるならば、例えばどういうところでこうなっているのかというのを企業の方から聞かせていただくと、非常に我々も今後の作業としてはやりやすいのですけれども。

○高橋主査代理　わかりました。

○八代主査　それを厚労省のほうでやっていただくことはできないのですか。全市町村にエクセルで統一してくれと。既にやっている自治体は無視すればいいだけですから、一々事業者から聞いてくるというのは、そちらのほうの手間が大変だと思いますけれども。

○谷内大臣官房審議官　こういう具体的な御提案がありますので、例えばどういうところですかというところを聞かせてもらえればというところはあるのです。例えば一個一個について全部やっているのかということよりも、こういった、恐らくどこかの具体例があるはずだと思いますので、その具体例を逆にエクセルとか、そういったものはわかりやすいのですが、例えば判こみみたいな話についてもこういったことになっているのでという具体例を見せていただいたほうが、いろいろな作業はやりやすいということでございます。

○八代主査　例示としてですね。

○谷内大臣官房審議官　例示でございます。この作業につきましては、基本的には介護事業者の方が文書の作成にける時間をできるだけ少なくしたいということがございますので、それに資するものがあって、具体的にこういったところがまずいというものがあれば、逆に教えていただきたいというところがございます。

○高橋主査代理　そうなのですけれども、もう一回こちらからアンケートを出すわけにもいけないので、これはどのような調査を、今、考えられていらっしゃるのでしょうか。30年度中、今年度中におやりになるという実態把握ですが。

○谷内大臣官房審議官　これは都道府県なり市町村、国で求めているのはわかるのですけれども、都道府県で求めている資料につきまして、まず、それを1,700市町村全部吸い上げるわけではなくて、市長会とか町村会などを通じて、こういったものがあるのかを実態を把握させていただいた上で、それを見てこれは要らないのではないとか、この資料の中でもこの一部は要らないのではないとか、そういう提案をこちらからして、市町村といろいろ話し合いをさせていただくということでございます。

○高橋主査代理 我々がかわりに聞くよりは代表的な事業者団体があると思うので、そこにお聞きになることは考えられないのでしょうか。

○谷内大臣官房審議官 それも当然あわせてやります。

○高橋主査代理 そうですか。代表的な事業者団体にもヒアリングはされると。

○谷内大臣官房審議官 ここにありますように、当然事業者独自でやっている文書もありますので、その際には当然、事業者が求められているものも調べますので。

○高橋主査代理 では、ぜひそこら辺はお願いしたいと思います。

それから、23から27まで御回答いただいているのですが、どうも事務局で拝見したところ、参考様式の周知というものが、26番については書いていないとか、帳票の見直しについては23番と25番で触れられていないとか、書式の統一については26番しか触れられていないとか、どうもばらばらのような御回答なのですが、これは何か根拠はあるのでしょうか。

○谷内大臣官房審議官 質問いただいたことに対しまして、今、そこまでは手元に。

○高橋主査代理 申しわけないのですけれども、これは全部大体同じような話だと思えますが、そういった意味では、訪問介護、訪問看護、通所介護と、大体同じ法律のもとで事業形態が違ようなものに対する申請書でございますので、見直しの視点はほとんど一緒だと思います。

○谷内大臣官房審議官 参考様式は全部示しているのですけれども、向こうからの指摘で、なぜこういうようにないのかというのが、そこに答えるものがないということなのですか。参考様式につきましては全ての、この5つの申請書につきましては数字は示しておりますので、今、高橋代理がおっしゃいました御質問は、向こうからの指摘で何でないのだということですよ。

○高橋主査代理 改善方策のところは御言及がないということですが。事務局、回答のところは御言及がないという話ですね。

○荒木参事官 そうです。

○高橋主査代理 厚労省からの御回答に、周知しますということの御言及が26番についてはないと。

○荒木参事官 付言させていただきます。資料1をご覧くださいと思います。分厚い束のものですが、例えば、3ページ、23番の指定訪問介護事業者の指定の申請書については、改善方策として参考様式の周知の1個だけ書いてある。次に5ページ、24番の指定訪問看護事業者の指定の申請書を見ると、改善方策がもう一個あり、帳票等の見直しについても加わっている。ただ、これら申請書の書式は一緒になっているため、改善方策も同じであるはずなので、ここに書いてもらうべき改善方策は同じになるべきではないかということでございます。

○高橋主査代理 何か合理的な理由があって、この申請書については取り組みができませんというのであれば、それはばらばらになってもしょうがないのですけれども、少なくとも

も事務局と我々から見た限りでは、共通している、同じ法律で事業形態が違う申請書については同じ問題であると理解できます。周知しますということにとどまっているものとか、周知と加えて帳票の見直しと書いてあるものもあるということで、非常にばらばらで、これはきっと御担当が独自の問題意識でバラバラに書かれたのかなと推測できます。ここは全部統一的に取り組んでいただきたいというのがこちらのお願いだということです。

○谷内大臣官房審議官 そのようにやります。個別で1枚ずつ出しているとは承知していなかったもので、全部をまとめて御回答するというので、私自身は一枚一枚承知していなかったもので、全部を同じスタンスでやりたいと思っています。

○高橋主査代理 全部同じスタンスですね。わかりました。全部同じスタンスでやっていただくということで、そこは書きかえてもらうということですね。コピペしてほしいとは言っていないですよ。そこはちゃんと本当に見直してできるのか。これでできませんというものがあれば、当然それは書いていただかなくて結構なので、そこは全部精査して、統一的な方針で見直していただき、御回答をもう一度精査してくださいということです。

○谷内大臣官房審議官 繰り返しになりますけれども、全体をやりますので、この部分だけを早くやるということはどこまでできるのかということがあります。

○高橋主査代理 では、そういうことで、全体の方針は一緒で見直していただくということで、よろしくお願いします。

○谷内大臣官房審議官 気持ち的には、介護事業者の負担を減らして、できるだけサービスのほうに時間を注力してほしいというのが、我々のスタンスでございます。

○高橋主査代理 それから、六団体から、参考様式が普及しない要因があるのではないかと、そこをちゃんと把握するべきではないかという御意見を頂戴しているのですが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○谷内大臣官房審議官 結局、それも実態把握の中で、独自にやられているとか、何か理由があられると思いますので、それも聞いた上で、それに本当に合理性があるのかどうかも含めまして、我々としては、できるだけ全国統一にしないと、事業者によってはいろいろな自治体で出されているところというのがありますので。

○高橋主査代理 ほかの方、いかがでしょうか。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 介護保険法ができたときに、当初から自治事務として始まっているのですけれども、厚生労働省のほうで介護保険関係のシステムをつくられて、それを全国の市町村に配ったと聞いたことがあります。今の実態を見ていますと、どうもシステムが動いていないかのように見えるのですが、そのあたりの事実関係をまず教えていただけないでしょうか。

○谷内大臣官房審議官 介護保険と同時にシステムを配ったかどうかは、事実関係を存じ上げていませんので、また別途後で事務局を通じてお返事は。今、御質問があったのは、介護保険の制定当時に何らかのシステムを配ったはずなのに、なぜ今、違っているのだと

いう御質問だと思しますので、私は当時どうしたかというところまで事実関係を存じ上げておりませんので、調べた上で後でまた事務局を通じてお返事申し上げたいと思います。

○濱西専門委員 その関連なのですが、今、保健所について、自治事務なのですけれども、厚労省で全国システムを構築して、それで全国統一的に運用しようというようなかかなり大胆な改革を検討しておられて、今、進めておられるところです。介護保険法についても、国のほうでかなり介護保険法で細部まで決めているところがあります。仮に私の誤解でシステムを配っていないのだとした場合に、厚労省のほうで全国システムをつくって、それで全国の市町村が使えるようになれば、ここで上がっているような問題も、全てかどうかはわかりませんが、かなり解消する可能性があるのではないかと思うのです。まさに保健所で行われている改革はそういうことで、今、ばらばらな状態なのを統一するという、自治事務なのですけれども、統一するという形で進めておられますので、そうした点も長期的には視野に入れて御検討いただくといいかなと思っております。

○高橋主査代理 いかがでしょうか。

○谷内大臣官房審議官 御指摘も踏まえて、今後さまざまな簡素化などもありますので、全体の中で、そういった御提案もあったということ踏まえて、まずは持ち帰らせていただきたいと思います。

○高橋主査代理 どうぞ。

○田中専門委員 ありがとうございます。

御回答いただいている中に、新しい経済政策パッケージで言及されているところについて御指摘していただいているのですけれども、実態把握については、国及び自治体が求める帳票について行うということ間違いなく思うのですが、最後に目標として掲げられている帳票等の文書量の半減というの、国だけではなく地方も含めて取り組んでいただけるという理解でよろしいのでしょうか。

○谷内大臣官房審議官 ここにありますように国及び地方が求めているもの、さらには、事業所さんが独自につくられた文書、全体を含めまして、結局文書量を減らす。当然これはICT化も含めまして、そういった形で全体を通じて半減に持っていきたいとは、目標としてそのように掲げさせていただいているということでございます。

○田中専門委員 国に関しては、御自身のところですので割とスムーズに進むのかなと思うのですけれども、地方との調整というのは難しい面もあると思います。具体的にはどのようなことをお考えになっているのか、教えていただけますでしょうか。

○谷内大臣官房審議官 当然、まずは実態把握をした上で、自治体によっては、こういった資料を求めている自治体と求めていない自治体があるような資料については、例えば求めている自治体に対して、これは要らないのではないですかと。これぐらいの自治体は求めていますよというのを提示して、どんどん不要ではないですかということを提案していくということでございます。自治体との関係では、そういった中で減らしていきたいと考えています。

加えまして、国が求めているものを削減すると、自治体独自で求めたいという自治体もまた出てくるかもしれません。国が減らすことについても、自治体と協議が必要になってきますので、そういったことも含めて自治体とは協議していきたいと。

○高橋主査代理 事務局にお聞きしたいのですけれども、この作業は我々のお尻が決まっていますか。この書式統一について、期限は決まっていますか。

○荒木参事官 書式の改善については、夏頃に予定されている答申までに、対応方針を決めることとなります。やり遂げるという意味ではなく、夏までにやるという方針を決めるということです。

○高橋主査代理 夏までにどのぐらいめどをつけていただけますでしょうか。

○谷内大臣官房審議官 あくまで30年度中に実施というスケジュールでやっていますので、夏というのがまだ3～4カ月しかたっていないので、まず実態把握をしたぐらいで、実際にぶつけ始めているような時期かなとは感覚的には思っているのですけれども。

○高橋主査代理 もう少し取り組み方針を具体化していただいて、できれば、表計算が要るものはエクセルで統一することを要請するとか、標準書式については必ずデータ形式で提供するとかというようなことも含めて、具体的な取り組み方針を出していただけるとありがたいと思います。

○谷内大臣官房審議官 冒頭に申し上げましたように、全体をやっていますので、一部だけ取り出してこれだけ早くというものがどれだけできるのか、なかなか今の段階ではにわかには申し上げられないのですけれども、今年度中にはやり切りたいと思います。

○高橋主査代理 そうすると、6月ぐらいまでは、このぐらいの具体性しか出ないということですか。

○谷内大臣官房審議官 今、言えるのは、そういうことでございます。

○高橋主査代理 繰り返しますが、表計算が必要なものについてエクセルで求めるようにするというのは、これは誰も反対しないのではないかと思うのですけれども。

○谷内大臣官房審議官 まだ自治体にもぶつけていませんし、結局、これを採用している自治体があるということですから、いきなりやめろとかという話ではないと思うので、まず、どういうことでどうなっているのかという実態を踏まえた上で、こういった提案もあるのだけれども、こういうのではないかということをお話し合わないといけませんので。

○高橋主査代理 要するに、統一的な方針で見直していただくことは明確だということで、あとは十分、六団体の意見を聞いていただく。要するに、普及しない要因を把握するということが、書式の改善をするということも基本的にはあり得べしということですのでよろしいでしょうか。

○谷内大臣官房審議官 冒頭申し上げたように、目的は必要なものだけ書類をとればいいですし、極力介護事業者の文書作成にかかる手間を減らしたいというのは、そういう思いでこの作業をやっていききたいと思いますので、そういう思いでやっていきたいと。

○高橋主査代理 ですから、そこの視点の中に、データ時代に合わせてということも含め

て。

○谷内大臣官房審議官 まさに、これは手間になっている、不要ではないかということであるならば、そういったことにつきましても、改善していきたいということでございます。

○高橋主査代理 では、そこもぜひ、表現ぶりは別にこだわりませんが、そういう方針も含めて追い込んでいただいて、統一していただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。何かあれば。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

(厚生労働省老健局退室)

(厚生労働省医薬・生活衛生局入室)

○高橋主査代理 引き続き、厚生労働省の医薬・生活衛生局から御説明を頂戴したいと思います。

どうもお忙しいところありがとうございます。御説明は10分程度で頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○森大臣官房審議官 きょうはお時間をいただきまして、ありがとうございます。厚生労働省の森でございます。

きょう、私どもの御回答申し上げる案件、一応2つあるかと理解をしておりますが、お手元、28番、麻薬小売業者が行う定期届け出書、これについての社長等役員就任時の診断書についてということで、御指摘をいただいている点でございます。

回答のほうを読み上げさせていただきます。いただいたこの診断書について、書式を示してこれを使えと指導することができるのではないかと1点目でございますが、これにつきまして御回答申し上げているのは、事業者の負担軽減を含めて、技術的助言等により行政手続の簡素化を図ることは重要であると認識しております。このため、当該変更届等のフォーマット、書式の代表例につきましては、今後地方公共団体の意見を踏まえた上で事業者等へ示すこととしておりまして、その使用及び事業者への周知について、各地方公共団体に技術的助言を行っているところでございます。これはことし、平成30年の1月31日の事務連絡ということで「行政手続の簡素化について（協力依頼）」というものを出しているところでございます。

この自治事務に対する国の関与の仕方につきましては、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならないというように定めております、地方自治法との関係に留意が必要ではございますが、例えば全国に展開している事業者からの申請届け出に関しまして、統一の書式を用いるということで、どこに出しても同じものが通用するという形になることが望ましいと、こういうことを助言することなど、適切に対応してまいりたいということでございます。

もう一点、役員の変更についての場合の届け出についての御指摘でございます。これにつきましては、麻薬小売業者が行う定期届け出に係る事務は自治事務であること等の事情

によりまして、地域の事情に応じて事務を担っていただいております、様式の指定はこれまでしてこなかったということでございます。今般の要望及び経緯に鑑みまして、地方自治体の御意見も聞きながら、まずは通知において様式を定めるということは検討したいと考えてございます。これが最初の指摘についての御回答でございます。

次のもう一点の30番から36番のさまざまな申請や届け出についての御指摘でございます。一つは、申請書及び変更届については、施行規則で書式が定められているのであれば、これを使うように指導することが必要ではないかと。その施行規則等で定められた書式を使わないということは、法令違反にはならないのかという御質問が一点です。もう一点は、申請書や変更届についての添付書類について、技術的助言として書式を示して、これを使用するように指導することができるのではないか。この点を御指摘いただいております。

最初の点につきましては、これは先ほどのお話と共通するところがございます、これにつきましても、事業者の負担軽減を含めて、技術的助言等による行政手続の簡素化を図るということで大事だと思っておりますので、先ほど申しましたこの1月31日に出しました事務連絡「行政手続の簡素化について（協力依頼）」ということで、自治体に技術的助言を行ったところでございます。もちろん、それは自治事務に関する国の関与というものをわきまえる点、これは必要最小限度ということと、自治体の自主性と自立性に配慮しなければならないということでの留意が必要ということで、先ほど同様に、全国で展開している事業者などには共通の統一の様式を用いることが望ましいなど、こういう助言をしていくということで対応したいと思っております。

なお、この厚生労働省令で定める書式の一部を変更して、これを使う場合であっても、各種の申請届け出等を行う際に、必要な事項が記載されている場合には、法令違反には当たらないと認識しております、そのような趣旨で、この事務連絡も出しているということは、ごらんいただければと思います。

もう一つの点です。添付の書類についての様式も決めたらという御指摘につきまして、これについても、必要事項が記載されている場合には任意の様式で差し支えないと先ほど申しました事務連絡で出したばかりという状況ではございますが、これについても統一したほうが良いというものがどういうものがあるのかということについて、ここにつらつら書いてございますけれども、自治事務に対する国の関与について、必要な最小限度のものということや、自治体の自主性や自立性に配慮しなければならないということに留意しつつ、実際に自治体でお取り扱いになっているものの中で統一化して示したほうがよいものがあれば、それはこちらでそのような格好で書式例を示すというような対応については、対応したいとは考えてございます。

以上、2点の御指摘に対する厚生労働省のほうの御回答ということでございます。

○高橋主査代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、どうぞ。

○八代主査 今の中で統一の書式を用いることが望ましいということは、厚労省のほうで

それをつくって示すという意味でいいわけですね。

○森大臣官房審議官 これも実際にその様式をお使いになるのが自治体の側のほうですから、そちらの御意見を伺いながら、受ける側のほう、それから、書いてもらう書式もありますので、例えば診断書などは診療所のドクターや病院のドクターで、それぞれ御自身のところでお使いになっているものがあつたりするとかという事情がありますので、その様子をよくうかがいながら、現場的に受けられる一定のプロセスも必要ではないかと思うのですが、統一的な様式を示すのは国の側がやるのが筋ではないかと思っておりますので、私どもとして、統一的な様式については、国の側がつくってお示しをするということの理解でおります。

○八代主査 そのときは、当然電子データで使えるようにエクセル等をつくっていただくということでもよろしいわけですね。

○森大臣官房審議官 今の時代、大体そういった形のものをお使いになっている自治体がほとんどではないかと思っておりますので、基本はそのような格好で用意したいと思っております。

○高橋主査代理 この示すこととしておりというのは、両方ともこれから示すというお話ですか。平成30年1月31日の協力依頼で示すこととしておりと書いてある。もう既に示してあるのですか。

○森大臣官房審議官 一応、自治体の意見をお伺いするというプロセスを経た上でお示しするというのが基本です。

○高橋主査代理 わかりました。

○森大臣官房審議官 2番目のほうの話の申請書や届け出のほう、これは既に様式は示されているという状況にありますので。

○高橋主査代理 2番目というと、この30番から36番ですか。

○森大臣官房審議官 そうです。こちらの申請書や変更の届け出書というものについては、既に様式が示されているものというのが。

○高橋主査代理 電子データで、エクセル形式でホームページにアップされている。

○森大臣官房審議官 電子データのエクセル様式という格好では必ずしもないのではないかと思います。いわゆるPDFの格好になっているので。

○高橋主査代理 ですから、PDFでは入らないのですね。打ち込めない。要するに、紙でないとだめですね。紙に手書きしないとだめ、PDFだと手書きになってしまうわけですよ。Acrobat DCの何とかというPDFを加工できるような特殊なソフトを用いないと、PDFだと電子的に打ち込めないのですね。

○森大臣官房審議官 その不便さがということであれば、それについて、私どももエクセル等のそういうファイルにしたものをさらに様式として追加的に示していくとかということ自体は、全くやぶさかではございません。ただ、それを扱う自治体側のほうが、ITシステムはそれぞれございますので。

○高橋主査代理 でも、申しわけないのですけれども、事業者のほうは、自動的にデータの中に打ち込んでしまえば、それはPDFにできますから、ですから、それは全く障害はないですね。自治体のほうの事務に対しては。

○森大臣官房審議官 ですから、そのような格好で受けられれば問題ないですよという自治体の側のほうの理解もされれば、おっしゃるような点で問題ないのかなと思いますが、誰がどんなファイルを使って、どういう仕事をして、それが自治体のほうに行くときにはこんな格好でということをごちゃんと確かめたほうがいいのではないかと。そういうことを考えております。

○高橋主査代理 拙速に進めていただきたいという話ではないので、使う側の自治体の御意見も十分踏まえてください。自治体に使ってもらえないとしようがないので、そこは同じ厚労省関係の保育園の就労証明書でもお願いしたのですけれども、自治体に広く使っていただけるような書類をぜひ使っていただきたいと思います。

2番目はもう発出されたということなのですけれども、もう一回、そういう点から見ていただいて。

○森大臣官房審議官 なるべく使いやすいものに、効率化に資するようなものをということとは御趣旨としてよくわかりますので。

○高橋主査代理 1番目についてもそういうことで、自治体の御意見を踏まえながら、かつ、標準様式をつくる时候にも、これでなければだめよというのではなくて、自治体を選択をできるような標準様式もあると思いますので、自由に選べる項目というものがある。

○森大臣官房審議官 必要な項目をちゃんと満たしておればいいのですということ、まず1月の事務連で示しているのです、その上で使い勝手のことを考えると、こういう様式を活用いただくのもいいのではないですか。こういう感じに示していくのではないかと考えております。

○高橋主査代理 わかりました。ぜひよろしく申し上げます。

あと、申しわけないのですが、診断書ですけれども、これは医学的な話なので、自治事務といえども、同じ判定ができるためには、より統一化の要請が高いのではないかと私は思うのです。私は、東京都において、精神障害の認定の不服審査とか、いろいろやっていますけれども、手帳の認定、あれは自治事務だけれども、全部診断書は統一様式ですね。そういう意味では、医学的な知見にかかわるものはなるべくばらつきがないような書式のほうが、私は自治事務であってもいいと思うのですが、その辺は自治体の御理解は得られないのでしょうか。

○森大臣官房審議官 多分、そういうことに関して丁寧に説明をして、話を聞きながらやっていくことで、次第に統一化が進められるのかなとは思っております。

○高橋主査代理 特にその辺を強調していただいとしたいと思います。ぜひその辺はよろしくお願いたします。

○森大臣官房審議官 個別の事情など、特殊な理由があって、特にこういうものを求めて

いますとかというようなお話があれば、それはちゃんと聞いてあげないといけないなと思っております。

○高橋主査代理 個別の事情はどんな。

○森大臣官房審議官 個々の自治体において、その自治体の考えでこういうものを特にちゃんと明確に書いてほしいとかですね。

○高橋主査代理 精神についてですか。

○森大臣官房審議官 精神の話を個別に言っているわけではございませんけれども。

○高橋主査代理 一般論としてですね。

○森大臣官房審議官 一般論として、そういうことが特にあるという話があれば、それもちゃんと聞いておかないといけないかとは思っています。特定のものが何かあるとか、今、思っているわけではありませんけれども、一応、自治体の立場を尊重するという話が前提にありますので。

○八代主査 その標準様式にプラス、各自治体が求めればいいわけですね。

○森大臣官房審議官 そういうことになるのかと。

○八代主査 だから、そういう意味でも標準様式はすごく大事だと。

○森大臣官房審議官 はい。

○高橋主査代理 どうもありがとうございました。

もう一点、変更の場合に行政指導をお願いしているというお話があったのですが、これは法令上の根拠はないのではないのでしょうか。

○森大臣官房審議官 麻向法の中の役員変更時の届け出のときの診断書の提出のことでおっしゃっているのかなということなのですが、私どものほうの解釈で申し上げますと、麻薬及び向精神薬取締法第3条第3項第7号の「法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの」。

○高橋主査代理 私たちの入手している資料には7号がないのですけれども、7号があるのですか。

○森大臣官房審議官 ありまして、そこを読み上げますと「法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの」、要するに、役員の中に一人でも変な人が入っているというのはまずいですよということがこの3条の3項に書いてあるのです。それがあつたものですから、役員が変更になったときに、その人がそういう人ではないですねということを確認するのは、もともと予定されていると私どもは考えています。

○高橋主査代理 では、それは指導ではないではないですね。法令解釈上、要するという話ですね。

○森大臣官房審議官 はい。現行規定で読み得ると考えておりますというのがお答えなのですが。

○高橋主査代理 では、指導という言葉を使われないほうが、誤解を招きますね。だから、

7号に基づいて、これは法令上必要だという解釈のもとで求めているという話ですね。そう書いていただかないと、我々としては行政指導でやっているのではないかと誤解しますので。わかりました。では、そこは法令上、必要なものであるということであるということであると、やはり規則で変更届は決めたほうがいいですね。

○森大臣官房審議官 明確にそれを書いていないと、知らないでという話が現場サイドであるような話であれば、おっしゃるように、こういうものだと明確化していくことに。

○高橋主査代理 だって、法令上、必要な届け出であれば、これは様式も含めて規則事項だと思いますけれども。

○森大臣官房審議官 もちろん、必要なものは漏らさず全部書いていくという考え方で示すというのは、考え方としては別に理解できないわけではないのですが、現状、私どもの認識として、役員変更するときには診断書をつけなければいけないということがわからないというお話が現場サイドで余り出てきていないというか、そういう話を一度も聞いたことがないものですから。

○高橋主査代理 わからないというか、書式がはっきりしていないわけですね。

○森大臣官房審議官 それで診断書を。

○高橋主査代理 ですから、何で書式を規則に生かすかという、必要な法定手続について、統一性かつ効率的な観点から統一するために手続上、必要なために規則で書いているのです。そういう意味では同じように法令上必要な届け出であれば、同じような観点から、全国的に統一的に、不平等がないように様式をつくるというのが、ある意味では、法治主義的な観点からいって必要なことだと私は思いますけれども。

○森大臣官房審議官 今までそれを示していないけれども、余り問題になっていないという話はあるのですが、ただ、示すべきだという御意見は承りました。

○高橋主査代理 法治主義的な観点から見ると要ると思います。行政法学的に言う、要ると思いますので、ぜひ、やってください。繰り返しになりますが、そこは要ると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。そのときには、同じように書式を使いやすいものにしていただくということをお願いいたします。

結構申請の頻度は多いですね。全国企業にとってみると、結構、役員がころころかわりますので、全国で全部変更届を出さなければいけない。これは一斉に全国に300店舗あったら300出さなければいけないですね。

○佐々木監視指導・麻薬対策課長補佐 300店舗ありましたら、その事業所ごとに出す必要はあります。

○高橋主査代理 ですね。だから、一斉にばっと出さなければいけないので、それはかなりの負担だと思いますので、そのときに要求されている書式がばらばらで、一々手で書かなければいけないといったら、総務の担当者が泣くわけですよ。ですから、電子データ出統一していただきたいという話です。

○佐々木監視指導・麻薬対策課長補佐 あるいは、自治体の運用のほうで、例えば他の都

道府県のものでもいい、要は、中の欠格要件がはじければいいだけなので、他の都道府県のものだって受け取ってもいいわけですし、そのところは速やかにスピード感を持ってやるのだったら、まず通知でやるという手もあるかもしれません。

○高橋主査代理 ですから、ホームページか何かにデータを公表していただいて、これでもいいですよ。他の都道府県ではなくて、御省で示していただけないのですか。

○佐々木監視指導・麻薬対策課長補佐 それは当然やります。それは前提ですけれども、自治事務であること、それから、欠格要件をはじくということが最大の目的なので、そのところが担保できれば、一番速いスピードで効率的な方法をとってもいいのかもしれないと思います。

○高橋主査代理 だから、速いスピードでやると同時に、法制的な手当てもしていただきたい、本来的には両方やっていただきたいということですが、そこら辺でお願いできないでしょうか。

○佐々木監視指導・麻薬対策課長補佐 検討します。

○高橋主査代理 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○田中専門委員 先ほどの議論についてお伺いしたいのですけれども、要は、施行規則のほうに、法人の役員については診断書を添えて提出しなければならないと書いてあるからということになるのでしょうか。

○森大臣官房審議官 免許の申請をする際に、最初に診断書をつけて、その役員たる人たちが欠格要件に当たらないということを示すことを求めているので、その届けられた役員が変更になる場合は、変更になった方についても同じことが必要になりますということと申し上げているということです。

○田中専門委員 どの役員であっても全員求めているという状況なのでしょうか。

○森大臣官房審議官 そうなのです。

○田中専門委員 この規則を見ると、その業務を行う役員と書いてあって、必ずしも役員全員が対象ではないようにも読めるのですけれども、そこはどのようにお考えなのでしょうか。

○森大臣官房審議官 趣旨的には、その業務を行う役員というものが、これは法人の規模が非常に大きなものから小さなものまであるので、その中で全然別の事業部門を担当している人だったら、それは必ずしも当たらないと解釈可能な場合もあると思うのです。ですから、基本的にはこういう業務にかかわっている役員に対して求めているということを用意しているのだとは思いますが、どこまでがかかわっていて、どこからはかかわっていないのですというのが、どのくらい明確になるのかということの兼ね合いもあるのではないかとはいえます。

○田中専門委員 これは御検討をお願いしたいという趣旨で申し上げるのですけれども、全国規模の法人の場合、これには全く関与していない役員もいると思いますので、そのよ

うな役員にまで、毎回この診断書を求めるというのは、規則の書きぶりから見ても不合理のような気がします。

○森大臣官房審議官　そういう御趣旨については、私どももそういうことはあるかなというのは、今の話の中で理解はできます。

○田中専門委員　御検討いただいてもよろしいでしょうか。

○森大臣官房審議官　それは検討可能かと思います。

○田中専門委員　お願いいたします。

○高橋主査代理　では、その辺を含めて、ぜひ御検討ください。また事務局を通じていろいろとフォローアップさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森大臣官房審議官　了解しました。

○高橋主査代理　では、どうもお忙しいところありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

(厚生労働省医薬・生活衛生局退室)

(国土交通省道路局入室)

○高橋主査代理　どうもお忙しいところ、ありがとうございます。

続きまして、国土交通省道路局から御説明を頂戴したいと思います。10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

○東官房審議官　お手元の2-4の資料に基づきまして、説明させていただきます。

沿道掘削施行協議書でございますけれども、1ページ目をごらんいただければと思います。東京都、それから、23区等におきましては、その管理する道路に接する土地において、地面を掘削する工事を行う場合に、当該道路の構造への影響がないよう適切な措置を講じていることを確認するため、事前にその工事内容等を道路管理者に提出するように求めています。東京都では、これを沿道掘削施行協議と称しております。

御指摘のとおり、沿道掘削施行協議の際に提出を求めている様式や添付書類につきましては、東京都、それから、23区で統一はされておられません。具体的には3ページ目、4ページ目、3ページ目が東京都の様式でございます。4ページ目、これは江東区の様式でございます。一目瞭然でございますが、統一はとれていないというように認識しております。

2ページ目、その運用状況でございますが、道路法44条という沿道区域制度でございますが、これは沿道の一定の区域を指定して、区域内における土地等の管理者に対しまして、施設の設置等の損害防止措置を講じることを義務づけるものでございます。6ページ目に条文がございますけれども、沿道掘削施行協議は、法律上、明記されている手続ではございません。

それから、この施行協議でございますが、主に東京都内において実施されているところでございまして、全国の自治体において広く実施されている状況にはございません。なお書きでございますけれども、条文にございますけれども、44条に基づく沿道区域制度につきましては、沿道区域を指定する基準を定める条例の制定、それから、その公示が必要だ

ということになっております。

5 ページ目、2 ページ目の繰り返しになりますけれども、まず、沿道掘削協議は、道路法44条において制度として位置づけられているものではないということ。それから、現状では、沿道掘削施行協議書を求めているのは主に東京都内でございまして、全国の自治体で広く実施されている状況とはなっていないということから、今後東京都内で実施されている沿道掘削施行協議につきますと、国と東京都等で協議をしてまいりたいと考えております。

説明は簡単でございますが、以上でございます。

○高橋主査代理 ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

これは条例で定めている自治体は例としてあるのでしょうか。

○東官房審議官 ございます。まず、東京都につきましては、沿道区域の指定基準条例を定めた上で、全都道を対象に沿道区域を指定しています。

○高橋主査代理 協議を条例化しているのですか。

○東官房審議官 条例は指定基準を定めています。

○高橋主査代理 知っています。あえて。

○東官房審議官 協議の条例を盛り込んでいる条例は、いろいろ調べましたけれども、現時点では把握しておりません。

○高橋主査代理 これは要するに、協議といっても、義務は果たされているかどうかを事前に確認してくださいという話ですね。ある意味では、ノーアクションレターみたいな話ですね。規制にひっかからないことを事前に確認するというだけの話だと思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○東官房審議官 恐らく道路管理者として、道路管理の責務はございますので、国賠訴訟も起こされる立場にありますから、任意の行為として、そういうことをお願いしているということだと思います。

○高橋主査代理 任意だと。それを、協議を義務づけるという形で要綱に書くと、これは、私は行手法違反、あるいは自治体の行政手続条例違反だと思います。要するに、行政指導ですね。行政指導を要綱で義務づけているというのは行政手続法の第4章違反だと思います。義務づけという言葉を使うのは。ですから、これはぜひ協議していただいて、事業者には負担がないように、任意の制度であるという最小限のところまで統一していただくのは国交省の責務だと思います。これは法令上の根拠はないので、要綱で義務づけるなどということではできないはずなので。

○東官房審議官 要綱に基づいているかどうかまで、そこまで私どもは把握しておりません。

○高橋主査代理 条例上の根拠がなければ、要綱でしかあり得ないですね。

○東官房審議官 いずれにせよ、条例も全部調べたわけではございません。

○高橋主査代理 あえてお聞きしたのは、こんなものは条例でもできないからですよ。条例でもおよそこんな手続は定められない。過度な規制になってしまうからです。このようなものは怖くて自治体は条例で書けないですよ。だから、あえて要綱でやっているわけですね。それで、行政指導でやっているわけです。そのときに、お互いの利益になるので、私もこういうものを作ってはいけないと言っているわけではないのです。やってはいけないと言っているのではなくて、行政指導ベースでお願いしているのだから、そこはそれにふさわしい手続にしてください、でないと、これは、行手法、行手条例違反になりますよということです。みずからが定めている行政手続条例への違反ですね。みずからが行政手続法に定めている自治体の行政手続条例違反になると思いますので、そこは最低限、きちんと事業者の負担にならないように、その中身としても、様式も、ばらばらというのはいろいろな事業者に負担をかけるのだから、行政指導でやっている以上はそこは負担がないようにみんなでやりましょうねという協議をぜひお願いしたいと思います。協議していただけたということなので、非常にありがたいと思いますが、その協議の中では、そういうことは明確にさせていただいてと思います。

○東官房審議官 御指摘の点も踏まえまして、東京都との協議を行ってまいりたいと考えております。しかしながら、どうしても自治体と国の関係がございまして、自主性を重んじてほしいという声も強うございますので、今日、今の御指摘の点も踏まえて協議はさせていただきたいと思いますが、協議を受けていただけるかどうかは、協議してみないとわかりません。

○高橋主査代理 ただ、繰り返しますが、行手法の趣旨、もしくは自身の行政手続条例の趣旨にも反することになりますよという法令上の疑義は強く伝えていただいて、それを踏まえて、違法なことをあえてやりますという自治体は、私は余りいないと思います。あえて法令違反のことをやりますという自治体はいらっしゃらないと思いますので、そこはぜひ、そういう観点から御協議いただければと思います。よろしくお願いします。

この点について、何かございますか。

○八代主査 締め切りは夏まで。

○高橋主査代理 これは夏までにやっていただけますでしょうか。

○東官房審議官 夏までに今の論点も含めてやることについて、直ちにここで、はいと言うことは難しいです。

○高橋主査代理 わかりました。鋭意。

○東官房審議官 今、様式の話で来させていただいたという認識でございまして、様式の話については、東京都とも話をさせていただいています。

○高橋主査代理 様式を考える上での話ですね。

○東官房審議官 その話については、東京都もそういう認識をまだ持っておられませんし、東京都や23区が、それぞれがばらばらの状況でございますので、そこは一定の時間をいただきたいので、確答はできませんが、鋭意努力させていただきたいということにとどめさ

せていただければと思います。

○高橋主査代理 我々としては、とにかくミッションは様式の統一でございます。様式の統一の観点からも、そういう観点があるので、最小限度、負担がないように統一してくださいというお願いとして、ここはお願いしているということでございます。よろしく願いします。

○東官房審議官 はい。

○高橋主査代理 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。何かありますか。

○田中専門委員 規制改革のために、ワンスオンリーの原則ということが求められていて、要は、一度出した書類は二度求めないということを推進しているところなのですが、この協議書に添付する書類と、後で提出する書類が重複しているということはないのでしょうか。それとも、現状ではあるのでしょうか。

○東官房審議官 それはないと思います。

○田中専門委員 万が一あるようでしたら、それはどちらかに統一するとか、その辺も御検討いただければと思います。

○東官房審議官 はい。

○高橋主査代理 お忙しいところ、いろいろとお願いして大変恐縮です。ぜひそのような方向でよく東京都と。東京都以外にはないのですか。

○東官房審議官 詳細はわかりませんが、主に東京都区内です。都下にも幾つかあります。

○高橋主査代理 東京都の領域しかない、テリトリーしかない。

○東官房審議官 地方もあるようなのですが、詳細はどのようなことをやっているのかというのは、把握しておりません。ただ、ほとんど東京都及び23区でございます。

○高橋主査代理 できれば、今のような話でございますので、実例を把握していただくとありがたいです。東京都以外でこういうことをやっていますかということ把握していただけると。

○東官房審議官 一定の時間をいただければ、それは可能かと思いますが、まずは一番事業者の御要望も東京都が中心でございますので、そことやらせていただいて、少しずつ実態もわかってくると思いますので、まず、そこを優先させていただければと思います。

○高橋主査代理 並行してできませんか。東京都と協議しつつ、全国の状況をアンケート等か何かで把握していただくという。

○東官房審議官 把握はさせていただきたいと思います。

○高橋主査代理 中身のほうは、東京都が先行していただくのは構いません。そういう形でぜひお願いします。

何かございますか。

○八代主査 全国といっても、全部調べなくても、例えば大阪と名古屋だけ聞いて、もしやっていなかったら、なぜ大阪と名古屋でやらないものが東京だけ必要なのかという質問の仕方にもなるわけですから、全国といってもピンポイントで聞いていただければ、むしろ

ろ並行してやることの意味は大きいのではないかと思いますけれども。

○東官房審議官 わかりました。

○高橋主査代理 いろいろとお願いしましたので、ぜひ、お忙しいところ、大変恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。引き続き御協力のほど、よろしく願いいたします。

(国土交通省道路局退室)

(国土交通省都市局入室)

○高橋主査代理 どうもお忙しいところ、恐縮でございます。それでは、再開させていただきます。

引き続きまして、国土交通省の都市局から御説明を頂戴したいと思います。本日はどうもお忙しいところ、ありがとうございます。

恐れ入りますが、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

○大内官房審議官 都市局の審議官の大内と申します。何回目かでございますけれども、よろしく願い申し上げます。

お手元の資料2-5でございます。簡単ではございますけれども、規制状況と私どもの考え方について、御説明させていただきます。

まず、現状でございます。屋外広告業の登録申請様式でございます。まず、屋外広告業につきましては、これは登録制度をとっておりまして、これは従来、平成14年までは条例で違反を取り締まっていた。これはプロジェクションマッピングのときにもいろいろ御説明させていただいた制度でございますけれども、あのときにも御説明申し上げましたとおり、例えば看板の大きさでございますとか安全性、それから、景観区域であるにもかかわらず、それを張り出していたりとか、そういう屋外広告としてあるべき姿に違反している。これは条例でございます。

各自治体がお決めになって、規制も決められて、そして、それを取り締まるというところまでやるわけですが、それをやっていく上で、できるだけ良質な屋外広告の育成というのでしょうか、図っていくという方向に向けたい、規制について取り締まりをきちんとやっていく上で業の登録制度が欲しいということもありまして、平成16年に屋外広告物法の改正によりまして、登録制度が創設されております。

現在、都道府県、指定都市、それから、中核市ごとに登録に関する条例の制定を可能にすると。これが制度のたてつけでございます。それに基づきまして、現在、それぞれ合計115団体において条例、そして、その条例に基づきます登録申請様式が定められております。

御案内のとおり、国土交通省といたしましては、条例ということがございますけれども、統一的な基準と統一的な考え方を図りたいという点をとっていくために、登録申請様式などにつきまして、ガイドライン、または様式などを含めた規則類を定めて、それを公表し、

自治体に対してお示しをするということで、それぞれ自治体の皆様が業務を行っていただく上で必要な条例などがつくれるような形で、私どものほうで統一の基準なり考え方を示させていただいております。

2 ページ目、その現状でございますけれども、115 団体につきまして、昨年末に調査をいたしましたところ、何らかの国が示した、我々が示させていただきました様式をベースに様式をつくっておられます。それぞれ軽微な変更があるものもございます。全国的に様式が統一されているということではないようでございます。

主な変更されている事例でございますけれども、次の 3 ページをごらんいただければ様式として見てわかりやすいのかなと思います。これは様式第 1 号ということで、登録申請書の第 1 号の基準といたしますか、様式でございます。これにのっとっていきますと、例えば生年月日を書く欄でございますね。登録を行う方の生年月日、それを削除しているものが 115 団体中 60 団体あるとか、収入印紙の貼付を追加しているもの、これが 22。ちょっと上に上がりますけれども、業務主任者の資格欄、これを追記しているものが 25、逆に、摘要欄、「氏名」のところにあります「摘要」という欄を削除しているものが 24、それぞれございます。業務主任の方の資格と申しますのは、これは制度の中で国交省が試験、または、その基準を示して資格を認めているというものが 1 つございますけれども、それ以外にも県でそういう資格を認めているものもございます。それぞれの違いをここに書かせているのではないかと私どもは思っておりますし、そういう欄で 25 団体が違う。それから、収入印紙の関係は、これはよくわかりませんが、22 団体が貼付欄を求められている。事務処理欄、これは県の中、または自治体の中での処理の経過を書かれるのだと思っておりますけれども、それが追記されているものが 13 団体ございました。

このようなものから、それぞれ私どもが示させていただいたものから、各県または自治体の事情、考え方、何らかの統一的内容、同じ県の中で横並びということをとられているのかもしれない。そのあたりはまだ十分調べ上げているわけではございません。

4 ページ、では、どうするのだという点につきまして、私どもといたしまして、基本的な考え方は、屋外広告業の登録申請様式の統一を図っていくというのは、広告業者の皆様の負担を軽減して、いろいろなところでいろいろな取り組みをしていただく上では、プラスなことであると思っております。

ただ、国が示した様式の使用を強制するということには、この制度のたてつけ上、なじまないということでございます。それらを何とかしてやっていこうということで、赤三角の下に赤地の枠をつけさせていただきましたが、現在の登録申請様式の課題につきましては、来週でございますけれども、主管課長会議を用意しております。これで周知して共有していく。その上で地方六団体、例えば先ほどの収入印紙とかは横並びだと思うので、そういう状況も把握したいと思っておりますので、六団体の協力などもいただきながら、統一と考えられる様式を考えていきたいと思っております。

これらの検討内容を取りまとめまして、様式の改善を行いまして、できる限り、先ほど

申し上げました広告業者の皆様の負担軽減が図られるように様式の改善を行い、周知を図っていきたく思っております。できれば上半期中にそれを実施したいと思っております。9月ごろに、また条例改正等々ができる県議会などが行われるようでございますので、それを一つの目安にしながら準備をしていきたく思っております。

私どもの説明は以上でございます。御質問等々、よろしくお願ひいたします。

○高橋主査代理 ただいまの御説明について、いかがでしょうか。

○八代主査 この作業の目的は、事業者側の負担を軽減することになるわけですから、国が示した様式から自治体が勝手に削除するのは別に統一する必要はないと思うのです。別に負担にはなりませんから。だから、むしろ追加されているところで、収入印紙は別として、業務主任の資格というのは国交省としてはあったほうが良いと思われるのかどうかという、そこだけ。

○大内官房審議官 そこは摘要欄とペアで考えたほうがいいのかなど思っているのです。摘要欄という言葉が若干何を書いていいかわからないから、同じ数の足し引きなので、主任者の資格を書かせているのではないかと。そこは聞いてみたいと思います。ただ、おっしゃっているとおりのでいけば、私どもも減らす方向で自治体の皆様が了解いただけるようなもの、例えば生年月日などについて本当に必要なかどうかとか、現在、必要としているところもあるのかもしれませんが、個人を特定するのに生年月日を要求するのは、必ずしも不適切な要求ではないだろうということもあるのだと思います。そこは議論させていただければと思います。

○高橋主査代理 子ども・子育ての就労証明書のおきをお願いもしたのですが、本人確認のために要するという団体があれば、それ自体は合理的だと思います。逆に個人情報保護の観点から、このようなものは過剰な情報なので、この情報は取れないという自治体がある、そういう自治体もあるかもしれない、これまた個人情報保護の観点からは道理なのです。無理やり統一するのは難しいのではないかとと思うのです。どちらかに国として統一するというのは非常に難しい。

そうすると、統一書式としては、ここについては選択できるというようにしていただくのが一番合理的である。つまり、使っていただける様式になるのではないかとと思います。無理やりどちらかに合わせるという話ではなくて、選択可能性が認められるように。

問題は、書式の電子フォーマットが壊れると、つまり、生年月日欄をつくるために標準書式の大きさを変えたり、枠をごちゃごちゃにして大きさを変えたりすると、これはもう電子的に共通してデータを入力できなくなります。そこで、そういうことはやめていただく。そういう意味では、例えば子ども・子育てには要らないものは真っ黒、網かけにして見えないようにしてもらおうとか、いろいろなやり方があるのではないかとと思いますので、そこは六団体ともよく御相談していただいて、一番多くの自治体に共通して使っていただける様式を追求していただければありがたいと思います。

○大内官房審議官 ありがとうございます。

いろいろな御提案も含めて、私どもも考えたいと思っておりますし、今、お話のございました子ども・子育ての関係につきましても、少し状況等々、事務局の皆様からもお話しいただくような形で調べた上で参考にさせていただければと思います。どういう形であるにせよ、今、申し上げたように業者さんの負担を減らして、ただ、自治体の皆様の負担も減らしたいし、横並び等々ある中でどういうものがあるのかを考えたいと思っております。

○高橋主査代理 紙の時代には様式がいろいろと違っていても、同じ手で書くので全く負担感がなかったのです。けれども、企業の事務が電子化して、その部分について人数が少なくなっていったら、全部電子的に処理しているときに、様式が違っていると電子的に処理できなくなって、一々打ち出して紙で書かなければいけない。削減された総務部門の人が、一々また紙で書かなければならないことから、物すごい負担を感じるというのが現状なのです。そこは昔の紙の時代の様式の意味と、現在の電子化された時代の様式の意味は大分違っております。その点も含めて、自治体の皆様にも、そういう様式というものは昔と意味が違うのだということも説得的にお伝えいただきたい。統一的な方向で、なるべく自治体の選択が可能な上で統一できるような書式を考えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○大内官房審議官 そういう方向で検討させていただきます。

○高橋主査代理 どうぞ。

○濱西専門委員 今、書式の統一の話が出ていたところ、添付書類の話をさせていただきます。経団連の企業の要望によりますと、確認書類となっておりますが、どうも内容的には通常言う添付書類のようなのですが、そうしたものについても、書式の統一とともにお考えいただけないだろうかというのが、私の質問事項です。

○大内官房審議官 この書式だけではなくて、いろいろなものについて、私ども共通の基準で自治体の皆様が使いやすいようにということで、共通の横割り基準をつくって、それをお示しさせていただいております。今、おっしゃった添付書類の、例えば高橋主査代理からもお話がありました様式だとか、中身はどういうものをつけるとか、そういうものにつきましても、十分私どもは今回の作業の中で意を酌んで詰めさせていただきたいと思ひます。

おっしゃるとおり、添付書類の中はどういうものになっているかという点について、先ほどの資格の話がありますけれども、資格証明書は県によって違っていたりしますので、必ずしも統一できるわけではないと思ひます。ただ、その部分についてどう変えていくのか、どういうものを出せばいいのか。そういう点については横並びをしっかりととっていきたいと思ひます。

○田中専門委員 添付書類の話が出たので、もう一つ、経済団体から要望があった点をお聞きしたいのですが、例えば、登記簿謄本とか住民票を役員がかわるたびに全国の自治体に出さなければいけないということについて、100以上ある自治体すべてに原本を出すというのは、企業からしてみたらかなりしんどいところだと思ひます。原本は

一部にして、あとの自治体には写しの提出で足りるようにするなど、その辺も御検討いただけないでしょうか。

○大内官房審議官 もっとふえるかもしれませんが、115が、今のフィールドなのですけれども、そんなにたくさんのところに出しているものは、100以上の自治体になどは余り数がないのです。地場で看板屋さんみたいなものがやっぺらっぺらして、その違反を取り締まるのに、ちゃんと罰金まで含めてやる形になりますから、そういう意味で、余りたくさんのお県または自治体に届け出を出されるとは余り思っていないのです。ただ、県境などだったらもう完全に一緒になりますから、隣の県、隣の県、隣の県、それが政令市などだったら4つか5つずつとってしまいます。そういう意味で、各地域ごとでおっぺらったようなことも含めて可能かどうかについては、地方六団体のお話しさせていただく段階で、そういう点についてお知恵が、ほかのいろいろな取り締まりの関係も含めてあると思います。私どもとしてはぜひそういう知恵をおかりしながら、どういう形がいいのか、今、おっぺらっているものが十分なのかどうかはよくわからないので、地方自治体のほうで取り組まれているいろいろなお知恵をまたいただきながら、できれば簡素化できるように、そういう方向を旨としてやらせていただきたいと思っております。御指摘の点は、私どもも十分受けて検討させていただきます。

○高橋主査代理 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、引き続き事務局を通じてまたいろいろとよろしく願いいたします。

どうも本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

(国土交通省都市局退室)

○高橋主査代理 本日の議論はここまでとさせていただきます。

書式・様式が異なることにより事業者の負担となっているものの改善方策につきましては、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上により、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から、何かございますでしょうか。

○荒木参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡させていただきます。

○高橋主査代理 それでは、本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。